

新地包ケ第227号  
平成29年8月14日

指定基準緩和サービス事業者 各位  
基準緩和サービス実施予定事業者 各位

新潟市長 篠田 昭  
(担当:地域包括ケア推進課)

**新潟県が実施する「平成29年度新しい総合事業訪問型サービス担い手養成研修」  
の取扱いについて(通知)**

日頃より、新潟市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施しており、同事業サービスの1つである基準緩和サービスの従事者資格要件の1つに「市が実施又は指定する研修修了者」という要件を設けています。

今年度は、7月25日、26日に新潟市が研修を実施したほか、新潟市から指定を受けた事業者が行う研修も実施しています。

この度、新潟県が「新しい総合事業訪問型サービス担い手養成研修」を長岡会場、新発田会場にて実施することから、この研修を市が指定する研修とすることとしました。従って、この研修の修了者は「市が指定する研修修了者」の資格要件を満たすこととなります。

新たな担い手の確保という点からも、資格をお持ちでない方やボランティアの方などの研修受講について、積極的にご検討いただきたいと思います。

**【問い合わせ先】**

新潟市 福祉部 地域包括ケア推進課  
電話：025-226-1281/FAX:025-222-5531  
E-mail:houkatsucare@city.niigata.lg.jp  
担当：長谷川